

## 戸籍法の一部改正に伴う対応等について

市民課

### 1. 政策等の背景・目的及び効果

国（法務省）で管理する戸籍情報を連携するシステムを利用して、戸籍情報を利用しやすくすることやデジタル化の推進を図るため、「戸籍法の一部を改正する法律」が令和元年5月24日に成立し、同月31日に公布されました。今般、同法律が令和6年3月に施行される予定となっております。

同法律の施行に伴い、国で集約した戸籍情報を用いて、全国の市区町村で国の情報連携システムを通じて、戸籍情報の参照が可能になりますので、行政手続における戸籍証明書の添付が省略できることや本籍地以外での戸籍証明書の発行が可能になるなど、戸籍に関する手続きが変更されます。

また、これまで、住民票の事務処理等で使用されていた振り仮名は、法的に位置付けられていませんでしたが、振り仮名を戸籍の記載事項に追加する改正戸籍法が令和5年6月に公布され、2年後の令和7年に施行される予定です。今回、それらの内容についてご報告するものです。

## 2. 主な改正内容

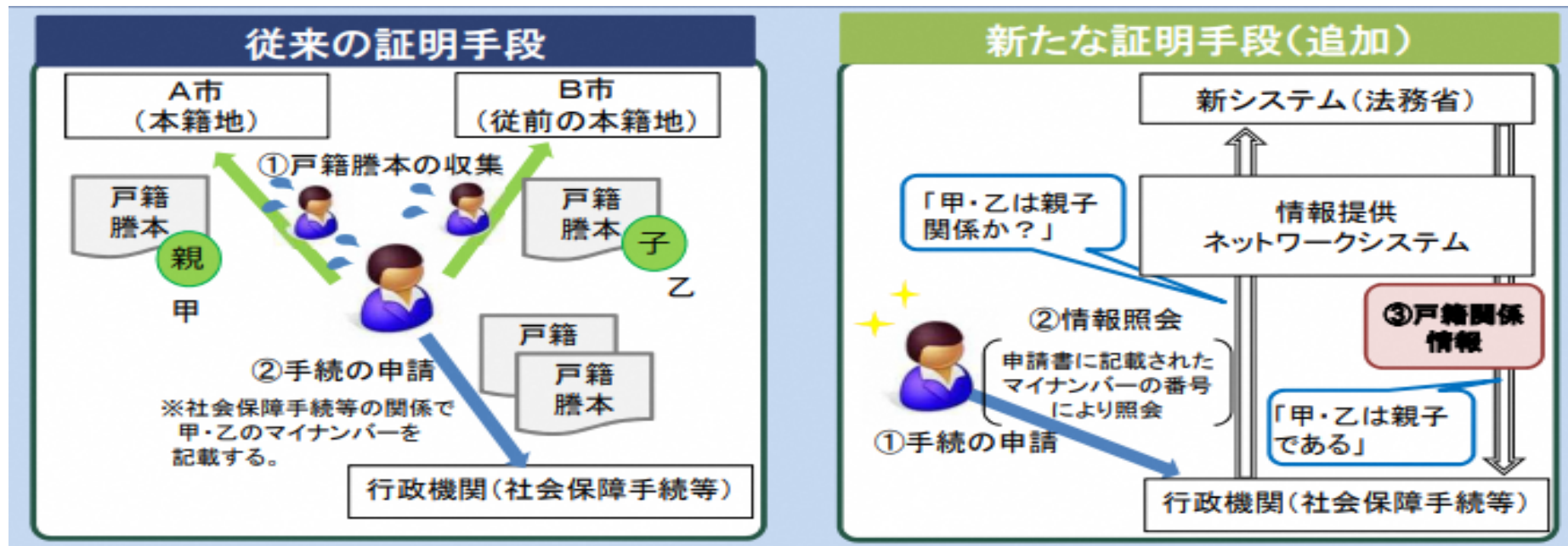
### (1) 行政手続きにおける戸籍証明書の添付の省略

行政機関における社会保障手続きにおいて、身分関係の確認のために添付していた戸籍証明書が不要になります。

#### (社会保障手続きにおける戸籍証明書の添付が省略できる具体例)

- ・ 児童扶養手当の支給事務における続柄・死亡の事実・婚姻歴の確認
- ・ 国民年金の第3号被保険者の資格取得事務における婚姻歴の確認
- ・ 健康保険の被扶養者の認定事務における続柄の確認など

法務省「戸籍法の一部を改正する法律の概要」より引用



## (2) 戸籍の届出における戸籍証明書の添付の省略

本籍地以外の市区町村で婚姻届や養子縁組届など戸籍の届出をする際に添付していた戸籍証明書が不要になります。

法務省「戸籍法の一部を改正する法律の概要」より引用

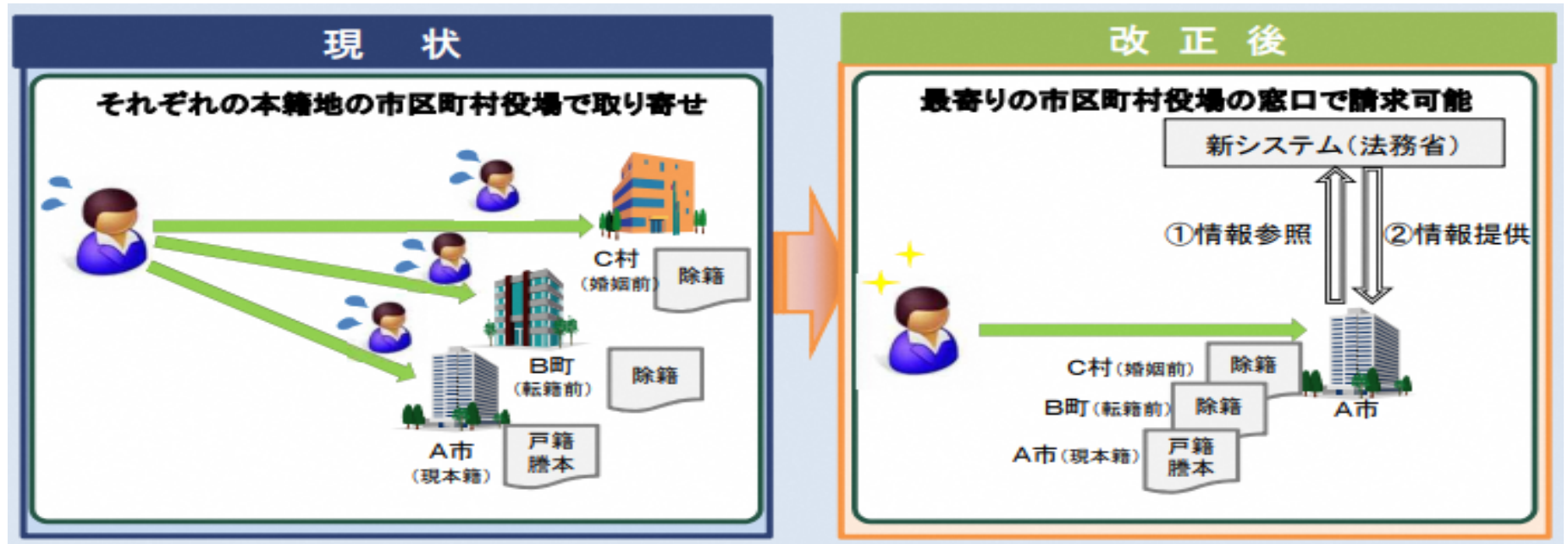


### (3) 本籍地以外での戸籍証明書の発行等

#### ①本籍地以外での戸籍証明書の発行

自らや父母等の戸籍について、本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でも、戸籍証明書の請求・発行が可能となります。

法務省「戸籍法の一部を改正する法律の概要」より引用

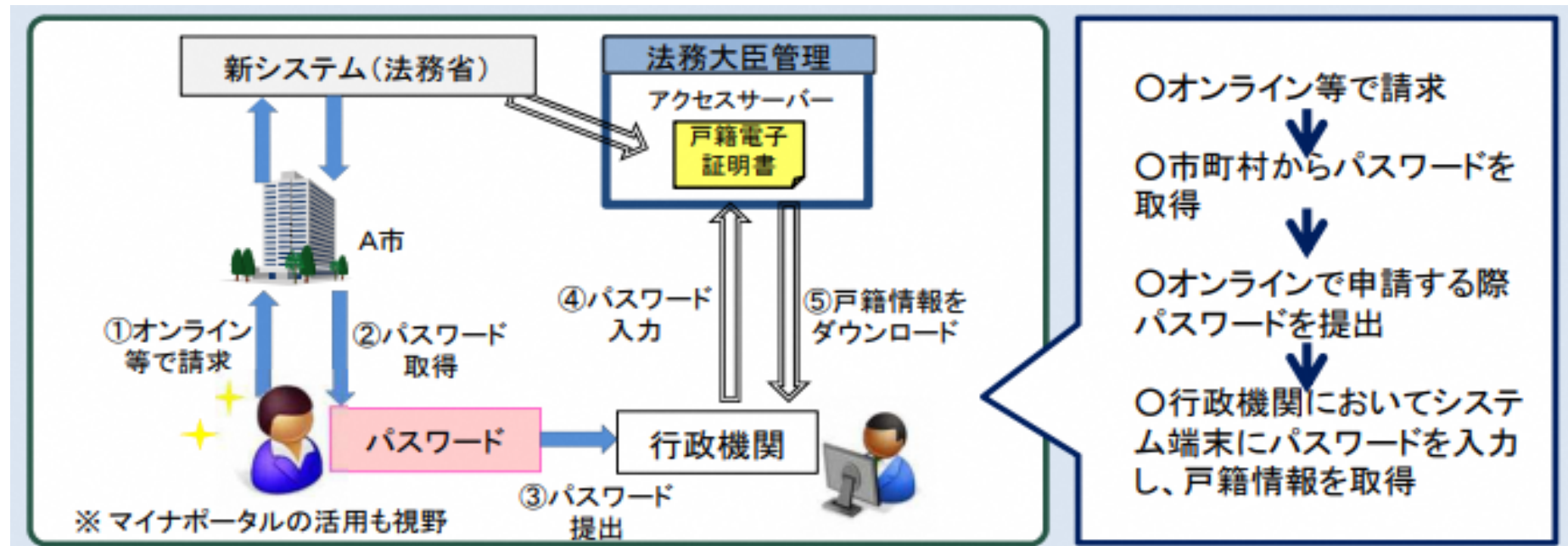


## ②戸籍電子証明書の発行

さらに、自らや父母等の戸籍については、オンライン上で行政手続き（パスポートの発給申請など）をする際に利用可能な戸籍記録事項の証明情報（戸籍電子証明書）の発行が可能となります。

### （戸籍電子証明書の請求から発行、提出までの流れ）

法務省「戸籍法の一部を改正する法律の概要」より引用



今後、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正にあわせ、パスワード（証明書提供用識別符号）の発行手数料を新設するため、枚方市手数料条例の一部改正を行う予定です。

#### (4) 戸籍の記載事項に振り仮名を追加

令和8年までに住民票をベースとした振り仮名を本籍人全員に通知し、確認できたものを戸籍に記載する予定です。

戸籍に記載された振り仮名が住民基本台帳にも反映され、令和8年度には、マイナンバーカードのローマ字記載の対応が行われる予定です。

### 3. 実施時期等

令和5(2023)年11月	市民福祉委員協議会に報告
12月	「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の改正 定例会議会へ「枚方市手数料条例」の一部改正案を提出
令和6(2024)年3月	「戸籍法の一部を改正する法律」の施行 「枚方市手数料条例」の施行
令和7(2024)年度	戸籍の振り仮名記載の確認開始
令和8(2025)年度	戸籍の振り仮名記載の確認終了、戸籍に振り仮名記載 マイナンバーカードにローマ字記載

## 4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 計画の推進に向けた基盤づくり

施策目標 1 市民との情報の共有化を進めます



## 5. 関係法令・条例等

戸籍法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
枚方市手数料条例